平成31年4月1日現在

カテゴリ: 防災・防犯

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1		防犯	防犯灯整備·維持費用補 助金		整備補助金	1基につき3/4 (上限4万円)	LED防犯灯の設置・交換又は蛍光灯からLE Dへの交換にかかる費用	防犯灯を管理している者 	
	補助金			総務課	維持補助金	①管球の交換…1基あたり2,700円以内 ②自動点滅装置…1基あたり1,000円以内			前年度の交換実績 に対する補助金 を、当年度の自治 会運営補助金に併 せて交付
2	補助金	防災	防災士育成事業補助金	総務課		必要な経費の全額(1人につき1回を限度)	防災士の資格取得に必要な費用(講座の受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録料、旅費)	防災士資格取得希望者	
3	補助金	交通 安全	交通安全推進団体補助金	総務課		予算の範囲内で交付	交通安全を推進する団体の事業に必要な費用	・郡交安協美郷支部 ・老人クラグ連合会 ・交通安全母の会 ・その他町長が認めた団体	
4	補助金	交通安全	カーブミラー設置補助金	総務課	新設	1箇所あたり3万円を上限	カーブミラーの設置(新設・更新)に要する床 堀、基礎及び取付費※ミラーは支給する	邑智郡交通安全協会美郷支部 に所属する各分会	
					更新	1箇所あたり1万円を上限			
		 防災	災害弔慰金	住民課	死亡に対する弔慰金	生計維持者:500万円 その他の者:250万円 ※但し下記の見舞金を支給されている場合はそれを控除			
5					負傷・疾病に対する弔慰 金	生計維持者: 250万円 その他の者: 125万円			
	弔慰金				生活再建に関する資金貸 付	①次のいずれかに該当する場合 ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね1/3 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害 がない場合 150万円 イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270万円 エ 住居が全壊した場合 350万円 ②次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円 ウ 住居が半壊した場合 (エの場合を除く。) 250万円 エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350万円 ③被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」とあるのは「250万円」とあるのは「250万円」とあるのは「250万円」とあるのは「250万円」とあるのは「250万円」とあるのは「250万円」とあるのは「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。	生活の立て直しに必要な左記の費用	①療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合 ②療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がない場合	

カテゴリ: 防災・防犯

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
6	支援金	防災	被災者生活再建支援金	住民課		①被災世帯(単身世帯を除く)の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯であるときは、次に定める額を加算ア住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円イ住宅を補修する世帯 100万円ウ住宅(公営住宅を除く)を賃貸する世帯 50万円②①にかかわらず、①のうち2つ以上に該当するときは、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)+①に定める額のうち最も高いものを加算3単身世帯については、①②の規定を準用する。この場合において、①②の「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、①の「200万円」とあるのは「150万円」と読み替える。	自立生活を開始するために必要な費用として支 給	被災世帯の世帯主	
7	補助金	防災	土砂災害特別警戒区域内 住宅補強支援事業	建設課		補助対象経費の23%以内 ※設計費10万円、工事費110万円、解体費50万円を上限 (国庫補助金等を財源とする場合は、当該国庫補助金等を除い た額)	住宅補強に要する設計費、工事費及び既存住宅 の解体費 (設計費には、建築確認申請費用を含む。)	土砂災害特別警戒区域内にあ る居住用住宅の住宅補強など を行う者	
8	賞じ命	消防	消防賞じゅつ金及び殉職 者特別賞じゅつ金		殉職者 賞 じゅつ金 ゆっつ金 ゆっつ できる	490万円以上2,250円以下(功労の程度による) 3,000万円(この場合は殉職者賞じゅつ金は授与しない) 490万円以上2,060万円以下 460万円以上1,550万円以下 410万円以上1,360万円以下 360万円以上1,210万円以下 310万円以上1,030万円以下 280万円以上900万円以下		消防団員又はその遺族	
8	補償金	消防	消防団員等公務災害補償	総務課		条例を参照	条例参照	・非常勤消防団員 ・消防作業に従事した者 ・救急業務に協力した者 ・非常勤の水防団長又は水防 団員 ・水防に従事した者 ・応急措置の業務に従事した 者	

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ: 防災・防犯

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
9	報償金	:消防	非常勤消防団員に係る退職報償金		団長	5-10年 : 239,000円 10-15年 : 344,000円 15-20年 : 459,000円 20-25年 : 594,000円 25-30年 : 779,000円 30年以上 : 979,000円	美郷町消防団員		
					副団長	5-10年 : 229,000円 10-15年 : 329,000円 15-20年 : 429,000円 20-25年 : 534,000円 25-30年 : 709,000円 30年以上 : 909,000円			
					分団長	5-10年 : 219,000円 10-15年 : 318,000円 15-20年 : 413,000円 20-25年 : 513,000円 25-30年 : 659,000円 30年以上 : 849,000円		美娜取消防闭 岛	
					副分団長	5-10年 : 214,000円 10-15年 : 303,000円 15-20年 : 388,000円 20-25年 : 478,000円 25-30年 : 624,000円 30年以上 : 809,000円			
					班長	5-10年 : 204,000円 10-15年 : 283,000円 15-20年 : 358,000円 20-25年 : 438,000円 25-30年 : 564,000円 30年以上 : 734,000円			
					団員	5-10年 : 200,000円 10-15年 : 264,000円 15-20年 : 334,000円 20-25年 : 409,000円 25-30年 : 519,000円 30年以上 : 689,000円			